

平成30年度答申第7号  
平成30年5月17日

諮問番号 平成30年度諮問第5号（平成30年4月27日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故P（本籍A地）は、大正6年a月b日に出生し、平成2年1月20日にB地において死亡した者であり、審査請求人（昭和15年c月d日生まれ）は、故Pの妹に当たる者である。

（除籍謄本（C区長作成。戸主：Q））  
（除籍謄本（筆頭者：P））

- (2) 審査請求人は、平成29年3月3日、D市長を経由して、E知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）に基づき、故Pに係る特別弔慰金の請求をした（以下「本件請求」という。）。

（特別弔慰金請求書）

- (3) 処分庁は、平成29年6月20日、審査請求人に対し、「死亡したP様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務に関連した傷病に起因して死亡

したものとは認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載した却下通知書（同月1日付け）を交付して、本件請求を却下した（以下「本件却下処分」という。）。

（却下通知書、受領書、弁明書）

(4) 審査請求人は、平成29年6月28日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、平成30年4月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

## 2 本件審査請求の要旨

審査請求人が中学1年生のときに、父親から兄故Pは戦死したと聞かされていた。

よって、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人が死亡者の遺族として特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条に規定する戦没者等の遺族でなければならない。この戦没者等の遺族に該当するためには、死亡者が戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）2条に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者であることが必要である。

審査請求人は、父親から故Pは戦死したと聞かされていたことを根拠に、故Pが戦死したと主張するが、故Pの身分や死因は分からないとし、裏付ける資料の提出もない。また、故Pの履歴等の身分に関する資料及び受傷り病に関する資料については、E及び厚生労働省に保管されていない。

故Pの戸籍によれば「平成2年1月20日B地で死亡」とあり、親族であるRが届出をしている。死亡診断書によると、平成2年1月8日に発病した脳梗塞により、同月20日に死亡したことが確認できる。このことから、平成2年1月に発病した脳梗塞は、軍人軍属又は準軍属としての公務又は勤務に関連した傷病ではないと判断する。これらの戸籍及び死亡診断書の内容から、故Pは、遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属として在職中の公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められない。

したがって、審査請求人による特別弔慰金の請求に対して、これを却下した原

処分は適正であり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室審理専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名し、うち審理員Sを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年9月5日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、審理員Sの指名を取り消して、新たに大臣官房総務課審理室長であるV（以下「審理員V」という。）を指名し、審理員Vを審理員の事務を総括する者として指定し、平成29年12月1日付けの通知書で、その旨を審理関係人に通知した。

エ 審理員Uは、平成30年3月27日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年4月3日である旨を通知した。

オ 審理員Vは、平成30年3月28日付けで、審査庁に対し、「審理員V」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手續に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付 (D市長) : 平成29年3月3日

(処分庁) : 同月7日

本件却下処分 : 同年6月20日 (本件請求から15週間)

本件審査請求 : 同月28日 (審査庁受付日)

審理員意見書提出 : 平成30年3月28日 (審査庁受付日から39週間)

諮問書提出 : 同年4月27日 (審査庁受付日から43週間)

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 V」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員T及び審理員Uとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

(1) 特別弔慰金支給法は、3条において、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定している。この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、遺族援護法による弔慰金は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者（昭和16年12月8日前に死亡したことが、昭和20年9月2日以後において認定された者を含む。）の遺族に対して支給されるものである（遺族援護法34条参照）。

(2) 審査請求人は、本件請求を行うに当たって、故Pがどのような「もとの身分」を有していたか明らかにしないまま、請求の根拠として、審査請求人が中学1年生のときに、父親から兄故Pは戦死したと聞かされていたと主張して、特別弔慰金の支給を求めている。

(特別弔慰金請求書)

(3) 処分庁は、審査請求人の本件請求に対し、

① まず、E保管の資料を調査したが、該当する者の資料が確認できなかったこと、

② そのため、平成29年3月10日、厚生労働省社会・援護局援護・業務課に対し、同局保管資料による調査を依頼したところ、同年4月28日付けの同課からの回答（同課給付係作成の「戦没者等の身分及び死因の公務性の確認について（回答）」）は、故Pに係る同局保管資料及び遺族援護法に基づく弔慰金等の請求・裁定の記録はなく、身分及び死亡の原因について確認できないというものであったこと、

③ そこで、故Pについては、遺族援護法に規定する公務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められないと判断して本件却下処分をしたこと

が、それぞれ認められる。

(弁明書及びその添付資料、却下通知書)

(4) そして、処分庁が、本件審査請求後にF地方法務局戸籍課に依頼して交付を受けた故Pに係る死亡診断書(医師W作成)には、故Pは、①平成2年1月20日にB地のG病院で死亡したものである旨、②直接の死因は同月8日に発病した脳梗塞であり、その原因は高血圧症である旨の各記載がある。

また、本件に現れた資料には、故Pが遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属として在職中の公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したと認めるに足る資料は存在しない。

したがって、故Pは遺族援護法に規定する公務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められないとした処分庁の判断に誤りがあるとは認められない。

(弁明書及びその添付資料)

(5) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ